

委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人 風に立つライオン基金（以下「この法人」という。）定款第44条の規定に基づき設置される委員会の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任 務)

第2条 委員会は、この法人の事業を推進する為に必要な事項を多角的、専門的に研究してこの法人の提言又は要望の案のとりまとめと理事長への報告を任務とする。

(委 員)

第3条 委員は、この法人の役員等の中から人選して任命する者の他、必要に応じ事案毎に学識経験者の中から募集し、理事長が委嘱する。

- 2 委員会の委員は、委員会毎に 10 名以内とする。
- 3 委員の任期は、毎年4月1日より翌年3月 31 日までとする。但し、再任を妨げない。
- 4 委員に対し、会議出席謝金として会議毎に1万円を支払うことができる。
- 5 委員の氏名は、原則として公開する。

(委員長)

第4条 各委員会には委員長1名を置くこととし、委員の中から互選により選任する。

- 2 委員長は必要と認めたときは、委員の中から副委員長を指名することができる。
- 3 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第5条 各委員会の会議は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

- 2 各委員会の議事のうち、この法人の提言又は要望の案をとりまとめるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の裁決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求めることにより、各委員会の決議に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。
- 4 委員長は、適当と認める者に対して、参考人として各委員会の会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(提言又は要望の案の取扱い)

第6条 前条第2項によりこの法人の提言又は要望の案が理事長に提出されたときは、理事会の承認を得た上でこの法人の提言又は要望として関係方面に提出するなどの活動を行う。

- 2 理事会において前項の審議を行う場合、各委員会の原案を極力尊重するものとし、承認しない場合はその理由を当該委員会委員長に通知しなければならない。この場合、委員長は当該委員会委員に報告するものとする。
- 3 第1項にかかわらず、提言又は要望が緊急を要するときは、理事会の事前承認手続きを省略して、理事長はこの法人の提言又は要望として関係方面に提出するなどの活動を行うことができる。この場合、理事長は当該活動直後の理事会に報告しなければならない。

- 4 理事長は、第1項及び第3項の活動について、その経過又は結果を当該委員会において報告しなければならない。

(議事録)

第7条 各委員会の審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成する。

(分科会)

第8条 各委員会は、必要に応じて分科会（以下「WG」という。）を設け、特定事項について審議し、作業することを求めることができる。

- 2 WGの委員は、各委員会で選出する。
- 3 WGには、委員長1名を置くこととし、WGの委員の互選により選出する。
- 4 WGの招集、議決その他会議の運営は、第5条に準じる。
- 5 WGに必要な応じ、委員会委員の資格を持たない学識経験者を外部からWG委員として招聘し、委嘱することができる。この場合、招聘の検討及び決定は理事会で行ない、理事長が委嘱するものとする。

(事務局)

第9条 各委員会及び各WGの事務を処理する為、それぞれに事務局を置く。

- 2 事務局は、理事長の任命するこの法人の職員若干名をもって構成する。
- 3 事務局の職員は、各委員会の委員長の指示に基づき、会議日程の調整、議題資料の作成、議事録の作成などの事務を行う。

(委員会毎の規程の設置)

第10条 委員会は、この規程の全部又は一部を適用するか、若しくは別にその委員会のみ適用される規程を設けるかを検討し、理事会の承認を得るものとする。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

この規程は、平成28年10月1日から施行する。(平成28年9月27日理事会議決)